

Title	学校社会事業について：社会事業の概念の問題と関連して
Sub Title	An outline of school social work : a study related to the inquiry into the concept of social work
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.10/11 (1957. 11) ,p.963(91)- 988(116)
JaLC DOI	10.14991/001.19571101-0091
Abstract	
Notes	第五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571101-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

によって、初めて時代の要求に應え得るものとなろう。

（注）経営組織については従来多くの論者が種々なる角度からとり上げたところであり、現実の経営問題に対しても寄与するところがあったと思うのであるが、経営学においてこれを理論的に体系化する努力は未だ十分になされていないように思う。私は拙著「経営経済学総論」において経営組織論の展開を嘗て論じて、その一般的傾向を指摘した。最近わが国に、メーヨー、レスリスバーカー、ブラウン、バーナード、サイモンズ等の所論が紹介せられ、その社会学的見解が経営学の研究に対しても可成りの影響を与え、ことに、Human Relation についての研究が深められたことにより、従来の経営組織論は根本的に批判せられるに至ったと思う。すなわち、従来の組織論は一般に私が本論文に指摘した第二の条件、仕事（職務）の経済合理的結合或いは統合を中心とした合理的思考に立脚していたが、これ等の条件とともに、前記の研究により本論の第一条件即ち職能自体成立の条件に対する認識が同様に重要な意味を有するに至ったことを看過し得ないものとなった。蓋し、職能設定のあらゆる条件の中にこそ人間関係を合理的ならしめる基盤があるからである。経営学の観点よりすれば経営における各人が Group-Individual として心理的矛盾のない行動をなし得るには組織条件はいかにあるべきかを体系的に考察しなくてはならないであろう。これを基盤とする協力意識ある行動こそ経営利益の根源となるものである。わが国においては、「人間関係管理」は労務管理の一側面乃至一形態のように考えられ、これが、未だ経営組織論の中に十分に摂取されていないように思う。ここに経営の新しい統合上の課題がある。この点については別の機会に一層詳しく論じたいと思う。

学校社会事業について

—社会事業の概念の問題と関連して—

小島 栄 次

は し が き

社会事業に関して相対立する二見解がわが国に行われていることは、本誌一九五〇年一月号の拙稿「社会事業の本質に関する二つの見解」で述べたところである。即ち一方に、社会事業の本質的要素がケースワーク・グループワーク・コミュニティオーガニゼーションの技術にあるとする見解があるのに対して、他方には、資本主義制度の欠陥に伴う問題に対処する方策の一つであるという性格に、社会事業の本質を認める見解がある。資本主義社会の本質的問題である労働者問題に対応するものは社会政策であり、非本質的問題或いは消費者の問題を取り扱うことに依って社会政策を補充するものが、社会事業であるというのである。そして後者の見解の有力な主張者の一人と見られる孝橋正一氏は、その「社会事業の基本問題」（ミネルヴァ書房、一九五三年刊）で、前者の見解を指して、社会事業の社会機構的・社会構造的 성격の忘却においてのみ可能な「逆立ちした認識」（七三頁）

学校社会事業について

九一（九六三）

と呼んでいる。

この見解の相違の問題は、単に研究上の問題であるだけでなく、社会事業の実践にも重要な関係を持っているように見える。孝橋氏などの見解では、資本主義社会の欠陥と密接に関係する諸現象、例えば貧困・貧困者の病氣・貧困家庭の児童・貧困者の犯罪などに、必然的に社会事業実践の重点が置かれる。事実、ケースワークなどの社会事業技術が発達する以前、殊に慈善事業・博愛事業などの名称が一般に用いられた時代には、まさにその通りであった。然し乍ら現在では、社会事業実践の重点は、わが国はとも角として少なくともアメリカでは、それらの方面に限られているとは言えない。貧困と関係があるなしを問わず、個人の社会的不適應に伴う困難の解決について、社会事業技術によって個人を援助する仕事が社会事業であるというのが、支配的な考え方である。戦後わが国でも発達しつつある医療社会事業は、まさしくこの考え方に基くものであって(中尾仁一著、医療社会事業、メジカルフレンド社、一九五六年刊、参照)、わが国の社会事業では、アメリカに比して貧困の問題が遙かに重要な地位を占めることは事実であっても、社会事業の本領が決してそこに限られるものでなく、且つまた実際に医療社会事業の発達に見られる如く、わが国にも貧困対策以外の領域に手をのばす能力があると考えられる以上は、吾々も社会事業技術を多方面に活用する努力を払うべきであり、社会事業の大きな可能性に対して眼を開くべきだと思ふ。

ここにアメリカの学校社会事業の概観を行うのは、それが右の意味での社会事業の社会福祉への貢献の可能性を、最もよく示すものと考えられるからである。医療社会事業にしても、昔ながらの貧困者に対する医療事業とはちがうのではあるが、とに角病氣の問題は昔から貧困と列んでまた貧困と関連して社会事業の問題であった。し

かるに教育の問題はそれ程社会事業の問題でなかった。この理由で、医療社会事業よりも一層明瞭に、社会事業の可能性を示すものと考えられる。しかもわが国では、それについての紹介が余りない。僅かに竹内愛二著、科学的社会事業入門、黎明書房、一九五五年刊、^(註)日本社会事業短期大学編、社会福祉辞典、福祉春秋社、一九五二年刊にその記述があるだけで、孝橋氏の書はもとより、その他の主要な入門書、概論書には取り扱われていない。アメリカでは、Fink, Winner, Stroup などの標準的な概論書がいずれもかなりの頁数を割き、Social Work Yearbook にも相当委しい記述があるのに、わが国の研究家・実務家によって軽視されているようである。その理由の一つは社会事業に対する前述のような考え方にあるのではないかと思ふ。斯くして、本稿は学校社会事業の紹介そのものよりも、それを通じて社会事業がいかなる可能性を持つかを明らかにすること、従ってまた社会事業の正しい概念を明らかにすることに貢献しようとするものである。

(注一) 学校社会事業の章は、関西学院大学文学部記念論文集、一九五四年九月、掲載のもの。

一、学校社会事業の沿革

一九〇六年にニューヨーク市のセトルメントハウス Hartley House 及び Greenwich House が、そこに集まる児童の学校と接触を保つ必要を感じた。その接触によって児童の必要とするものを一層十分に充すようなレクリエーション活動を行い得ると信じたからでもあったが、同時にまた、児童から学校に関して種々不満を訴えられることがあり、学校側の気付かないことで児童が不適應の問題を持っている場合があったからである。更にまた、セトルメントハウスと学校と家庭との間の密接な関係にも気付いていた。これらの理由によって、セトル

メントハウス側では、これら三者の間の関係を明確にすることが、三者のすべてにとって有利であると考へたのであった。他方学校側では、義務教育制度の実施の結果として、問題の生徒を簡単に学校から放逐することができなくなり、且つまたその頃に心理学の発達に影響されて生徒の知的及び情緒的個人差に応じた教育方針がとられるようになって、当時既に専門の学校を持つ程に発達しつつあった社会事業の技術が、有益に活動し得る状態を生ぜしめていた。斯くしてニューヨーク市では、この二セトルメントハウスがそれぞれ一名ずつの係員を定めて、学校及び家庭を訪問させることを始めた。

翌一九〇七年には教育関係の団体 Public Education Association of New York が Visiting Teacher Committee を置いて研究を始め、同年この協会が訪問教員 Visiting Teacher の名称の下に、一名のソーシャルワーカーを専任するに至った。この数は徐々に増加されたが、一九一二年になっても七名しかなかった。しかしその間同協会はこの制度の普及に努力した結果、一九一三年には市教育当局に Visiting Teacher が設けられることとなった。即ちこの一九一三年をもって、公的な教育組織の一部として学校社会事業が始まった年とすることができるとができる。

ボストンとハートフォードでも、ニューヨーク市とほぼ同じ頃に同様な活動が始まった。ボストンでは、PTA の団体である Women's Education Association が、家庭と学校との連絡を密にして教育の効果を挙げる目的から、一九〇六年に或る一学区に対して一名のソーシャルワーカーを使用し、その好成績を見て他の団体もこれにならうに至り、一九二三年までに小学校に対して七名、ハイスクールに対して二名が働くようになった。ハートフォードでは一九〇七年に Henry Barnard School の Psychological Clinic が問題児童を取り扱うに当

って、児童の家庭的背景を調査しそのケースヒストリーを作成する係員を置き、必要な場合には児童の処遇にも参与せしめたことから始まった。

ニューヨーク・ボストン・ハートフォードの三市に殆ど同時に始まったこの活動は、一九一二年にウイスター市に、一九一三年にロチェスター市に、一九一五年にキャンサス市に、一九一六年にミネアポリス市に、一九一九年にシカゴ市に採用され、次第に全国に普及するに至った。その事業の内容・名称・発展過程・組織の上に各地の間で若干の相違があり、多くは民間団体の努力によって発達したが、ロチェスター市の場合は、それが最初から市の教育当局の組織として出発した最初のものとして重要視されている。即ち一九一三年に市教育当局がケースワーカーを訪問教員として任命したことから始まったのであって、市当局はこの訪問教員の資格として、教員免許状を持つだけでなく、社会事業施設で実際に働きワーカーとして訓練されていることを要求した。そして一九二〇年には教育局に訪問教員部を設けた。都市教育当局に特別の部課を設けてそこにソーシャルワーカーを置く組織はここに始まり、全国的に訪問教員事業の主要な組織形態となった。

この間にこの事業に働くワーカーの数も漸く増加して、一九一九年には National Association of Visiting Teachers が組織された。しかしその数はまだそれ程ではなく、一九二二年ですら全国で約一四〇名が、二六州に分散する五〇の行政単位の教育当局に所属していたに過ぎない。

この制度のその後の発展に有力な刺戟となったのは、一九二二年から一九三〇年まで行われた Community Fund of New York の資金による普及運動と、第二次世界大戦後の青少年問題重大化の影響であつたらしい。

一九二一年には Public Education Association of New York の National Committee of Visiting

Teachers 及び National Committee of Mental Hygiene が New York School of Social Work と共に Joint Committee on Methods of Preventing Delinquency を組織し、Community Fund of New York から資金を得て、問題児童の精神医学的研究、公立学校における訪問教員普及運動、精神医学的ソーシャルワーカー養成の促進などを行った。このうち訪問教員普及運動は次のように行われた。即ち派遣を申請した二七〇の市町村のうちから、ワーカーの給与の一部(通常三分の一)を地元が負担することを条件とし、またこの事業を有益と認めた場合には地元が事業を引き継ぐという諒解の下に、二三州にまたがって種々いちじるしい性格の相違を持つ三〇の市町村が選ばれ、それぞれに一名ずつのワーカーが派遣された。一九二一年に始まる最初の五年間はこのデモンストレーションに、あと三年間は学校教員をワーカーとして訓練する仕事などに充てられたが、一九三〇年六月に終了した時は、三〇市町村のうち二一がその学校組織の一部としてこの制度を採用し、他の全国市町村もこれらを学んで続々とこの制度を採用するに至った。殊に一九四〇年代に入って、戦争に伴う青少年問題の重大化と共に、一層急速な発展が生じたい。一九四四年現在の人口一万以上の全国都市についての連邦政府の調査によると、当時は二六六の教育当局で専任の訪問教員を雇備していた。但しこのうち一五九市は専任または時間制のワーカーを一人ずつ、六五市では一・七五人から三人までのワーカーを、一五市は三・五人から六人までを、一〇市では七人から一〇人まで、一七市では一〇人以上が雇用されている。これは質問書に回答した総数七四八市の三六パーセントに過ぎず、且つまたワーカーの各市における数も多いといえない。その後の数字は分らないけれども、急速に発展した時期があったらしく、例えばテキサス州だけでも一九五二―二年度に、五九市と五〇郡の教育当局が訪問教員制度を持っていたし、一九五〇年までに全国で約四五〇市の当局がこの制

度を採用し、約一七〇〇人のワーカーがこの仕事に従事していたと推定されている。従って那当局を加えるところらの数は更に大きくなるはずである。またルイジアナ・ジョージア・ヴァージニア・メリーランド・シンガポール・イリノイ・テキサスの七州とフレントロピカはその全域にわたってこの制度を促進する州法を持っており、全国訪問教員協会の後身である National Association of School Social Workers は一九五一年末約六五〇名の会員を持っていた。^(註11)

(註11) 1. A. E. Fink, E. E. Wilson, and M. B. Conover, *The Field of Social Work*, 3rd ed., New York, 1955, pp. 394-8, H. H. Stroup, *Social Work*, New York, 1948, pp. 230-4, P. Lide, *A Study of the Historical Influence of Major Importance in Determining the Present Function of the School Social Worker*. *The Bulletin of the N.A.S.S.W.*, Sept., 1953, H. E. Weston, *Early Beginnings of School Social Worker*. *The Bulletin of the N.A.S.S.W.*, Sept., 1953. Ditto, *School Social Work 1953*. *The Bulletin of the N.A.S.S.W.*, Dec., 1954. などに基づいた。

二、学校社会事業の概念

ロチェスター市教育当局の学校社会事業関係当事者である Helen E. Weston は、「学校社会事業は、学校を舞台とするソーシャルケースワークであって、その特殊な熟練により、児童が学校をよりよく利用してその社会的及び情緒的成長をとげることを促進しようとするものである。」(*The Bulletin of N.A.S.S.W.*, Dec., 1954, p. 22) と言っている。これは一応簡明的確な定義だと思ふ。若干説明を加えるならば、先ず第一にそれはケースワークであり、ケースワーカーの仕事である。第二には学校における児童の問題を取り扱う。例えば学業の進歩が後れ

る児童・攻撃的であり反社会的行為をなす形跡を示す児童・正常な社会的接触を避ける児童・異常な行動を示す児童殊に社会的に退化的と思われる行動を示す児童・無届欠席者・放任されそして病気の児童・非行者・貧困のために特別の必要を持つ児童・予報なしに学校を止める児童などが、Stroup によってケースワーカーの取り扱う児童の主なタイプとして挙げられている (Stroup, op. cit., p. 229)。これらのケースは、場合によって学校での友達或いは教員などとの関係についての問題であるかも知れない。また家庭においての情緒的な問題の結果である場合もあり得る。従ってケースワーカーは、学校で児童に面接し、教員その他関係者から情報を集めると同時に、必要に応じて家庭を訪問し、或いは更に他の場所例えば関係ある社会事業施設なども訪問する。その結果としてケースを正確に分析し処遇方法を考える。従ってその処遇は児童との面接だけで済む場合もあるし、担当教員との面接或いは親との面接だけで済む場合もある。また関係ある社会事業施設に児童または家庭の処遇を依頼する場合もあり得る。とに角いずれの場合にしても、ワーカーの知識と熟練とを活かして、児童の持つ不適応の問題解決を援助するところに、ケースワーカーでなければできない仕事がある。

第三に学校社会事業は、児童をして学校をより十分に利用させることをその目的とするものである。現代の学校は単に知識を与えるための制度でなく、児童の社会的及び情緒的な発達を齎そうとするものであるが、もし児童が家庭に或いは友達または教員との関係に、或いは他のなんらかの關係に問題を持ち、そのために学校を利用することを妨げられるならば、教育の効果が挙がらないことになる。学校社会事業の目的は、斯かる障害を除くことにあり、換言すれば教育の効果を挙げることに社会事業技術をもって貢献することである。例えば、幼稚園で殆ど全く口をきかず、クラスの活動に全く参加しない子がいる。知能テストでは普通の子である。訪問教員は

家庭を訪問して、この無口な子に陽気なあいそそのよい弟があつて、その弟だけが愛され褒められ兄は非難されるので、ますます頑なになり引込思案になり、ついには何一つ新しいことに手を出さぬようになっていたことを発見する。訪問教員の説明によって家庭でも学校でもその子に対する理解が生じ、その子は明かるといふ子になって、学校でも家庭でも積極的に活動するようになる。例えばまた、教員の言をきかず勉強もせず友達と喧嘩ばかりする一歳の子がいる。訪問教員はその子の會つての先生達の話をきき、祖母と二人暮らしの家庭を訪問する。祖母はこの孫にきびしい。訪問教員は心理学者にテストを依頼し、精神医学者に診断を求める。結局この子は祖母からも教員からも友人からも愛されてないと信じており、その寂しさを隠すために友達と争い先生に反抗していたことが明らかになる。教員や心理学者・精神医学者・訪問教員などの会議の結果、この子を上級へ進級させ、先生から激励し、祖母は態度を改め、この子の社会活動の計画はボイスカウト・ビッグブラザース・YMCA によって立てられることになる。例えばまた一〇歳になりながらも幼児のようで真面目に勉強をしない子がある。両親が離婚し子供は母方の祖母と暫く暮した後、母の再婚によって新しい父と三人で住むことになる。再び親と離れる恐怖から両親に愛されることのみを努め、自分を全く主張することを忘れていた。ワーカーは約八ヶ月にわたって毎週一回子供と月二回母親と面接を重ね、次第に子供が自己を主張するように導いて行く。以上は Stroup 及び Fink 等の前掲書に掲げられている事例の一部であるが、いずれもケースワーカーの熟練によって、児童が学校経験をよりよく活かす機会を与えていると言えよう。

ところで右の説明は、学校社会事業の概念を一応明らかにし得たと思うが、実際の用法にまでこの概念が十分確立されていない、と考えられる事情がある。Social Work Year Book, 1954. は School social service な

る項目を設け、その中にこの言う学校社会事業 *School social work* と列べて、出席促進事業 *School attendance service* 保健事業 *Health services*、精神医学的及び心理学的サービス *Psychiatric and psychological services* 職業指導 *Vocational guidance* について記述している。これらの事業はすべて、学科或いは学級担任の教員の仕事を補助して、教育の目的を一層十分に達成させようとするもので、理想はこれらに従事する各専門家のチームワークによって、最大の効果を挙げることにある。ところが、これら専門家即ち *School social worker*, *Attendance worker*, *Physician*, *Psychiatrist*, *Psychologist*, *Vocational counselor* の間の区分は必ずしも十分に明瞭でない。殊にスクールソーシャルワーカーと出席促進係員との間の区分には多少の疑問がある。

元来、スクールソーシャルワーカーが登場した初期には、ワーカーの職分は明らかでなく、殆ど何でも屋の感があった。当時は学校以外一般のケースワークもそのような状態であったのだから、これもやむを得ぬ状態であった。従って、出席促進事業がワーカーの仕事と考えられ、事実またそうであった場合が多かった (*P. Lide, op. cit., p. 22*)。アメリカでは義務教育の学校に理由なくして欠席すると処罰することを定めた法律があり、義務教育制実施の初期には、教育を受ける権利を保護するというよりは、この法律を強制し罰則を与えることに出席促進事業の重点が置かれたように見える時代があった。一九一八年にすら、ニューヨーク市で一二歳の少年を拘引する際に、それを引き止めた母親に係の吏員 *Attendance officer* が鎖でしばった事件があった (*C. B. Bryant, the Evolution and Broadening Concepts of Attendance Service. The Bulletin of the N.A.S.S.W., March, 1955, p. 22*)。しかしながら出席促進の仕事の効果的に行うにケースワークが有用であることは明らかであって、現在でも

この仕事にケースワーカーを使用すべしとする主張もある (*M. Sikkema, Removing the Causes of Non-attendance at School. The Bulletin of the N.A.S.S.W., June, 1954, p. 10*)。逆にロチェスター市では一九四一年に、出席促進事業と学校社会事業とは仕事が重複するから、前者を拡大して後者を廃止すべしという意見すら一部に主張されたこともある (*H. E. Weston, The Bulletin, Sept., 1953, p. 8*)。Stroup もスクールソーシャルワーカーの職分として、(一)出席促進、(二)規律上の問題の取扱、(三)家庭と学校との関係の調節、(四)他の社会事業施設への斡旋、(五)自身による直接の処遇、を挙げている (*Stroup, op. cit., pp. 235-252*)。即ち理論的には一つであるべきはずのものが、実際上ではスクールソーシャルワーカーと出席促進係員とに分けられているのである。

斯くして学校社会事業の概念は、必ずしも実用上にまで明確にされているとは言えないが、理論的には、教育を一層効果的ならしめるためにケースワーク技術を用いるものであると理解できよう。しかも学校におけるソーシャルワーカーは、この他にも二つの重要な任務を果し得ると言われる。その一つは、学校内の教員・校医・心理学者・その他の専門家を協力せしめ、チームワークをなさしめるのに最も好都合な能力と地位とを持つことである。学校内の他の専門家達がいずれも児童の限られた側面だけを取り扱うのに対して、ケースワーカーは児童を全面的に取り扱う。且つまたワーカーは家庭その他を訪問して、他の専門家に学校外の児童についての知識を伝える。これらの事情からケースワーカーは、学校内の各種専門家を問題児童の処遇に協力せしめるのに有利な地位にあると考えられる。またワーカーは学校のすべての教職員及び生徒と直接の交渉を持ち同時に家庭とも接触するので、学校と家庭或いは地域社会との連絡協力の事業に重要な働きをなし得ると考えられるのである (*Meta-*

ods of Integration between the Clinic Team and the School Social Worker in a Variety of Settings. The Bulletin of the N.A.S.S.W., June, 1954, pp. 22-38. Multiple Facets of the School Social Worker's Role. The Bulletin, Dec., 1953, pp. 3-22. A. Thurman, School Social Work as it Relates to Community Services. The Bulletin, Sept., 1955, pp. 13-28. Fink and others, op. cit., p. 412. Social Work year Book, 1954, p. 469. (参照)。

学校社会事業は、前節で述べたように先ず最初社会事業の側から始められ、後に至って教育事業の側で採用されてから、広く普及するに至った。社会事業の側で最初主な関心の対象とされたのは、非行少年乃至は貧困者居住地区の児童の問題であった。換言すれば、一部の特殊要保護児童を対象とするものであった。その後ワーカーの仕事は次第に変化し、従って単なる訪問教員ではなくなったので、その名称も未だに用いられるとは言え、より一般的にはスクールソーシャルワーカーと呼ばれることになった。そしてその仕事も教育の効果を挙げることを目的とするようになった。現在では逆に、ワーカーの「仕事の直接の目的が非行の予防にあるとするのは正しくない。何となればそれは学校の主たる問題から注意をそらさせるし、教員にとっても生徒にとっても、訪問教員の主要な機能を不明瞭なものとするからである。」(H. L. Witmer, Social Work. New York, 1942, p. 362)と云われるようになった。

斯くして学校社会事業なるものは、その初期はとも角現在では、学校の第一目的即ち教育に対して社会事業技術を役立たせるものであって、社会事業を貧困者救済の事業とする考え方からは非常にかけ離れたものである。そしてそれはまぎれない現実であって、吾々はこの現実を無視するわけにはいかない。私は生活保護法関係の社会事業を、社会事業技術が社会保障の仕事に役立たされるものと見ており、その考え方で同事業の観察を行っ

たことがある (本誌一九五五年一月号所載「生活保護法関係の社会事業に関する諸問題」参照)。竹内愛二氏はその「**学的社会事業入門**」に学校社会事業を紹介するだけでなく、「**産業社会事業**」なるものについても一章を設けている。これはまだ現実とは言い難いと思われるが、考え方としては勿論同感である。^(注三)

(注三) 学校社会事業が主としてケースワークであることは上述の通りであるが、グループワークがいかなる役割を占めてゐるか、私は知らない。唯 P. Simon, Social Group Work in the Schools. The Bulletin of the N.A.S.S.W., Sept., 1955. には、イリノイ州シヤンペーン市当局が、イリノイ大学社会事業学校の協力の下に、三つの小学校で五一名の生徒を六グループに組織し、グループワーカー三名を使って、一九四九年二月から一九五一年六月まで試験的に行つた報告がある。

三、その実情について

学校社会事業の実情は地方間に種々相違があつて、アメリカ全国の状態を明らかにすることは困難である。例えば学校におけるソーシャルワーカーの職名も、Stroup の示すところによれば、各地の間で次のように相違している。即ち School social worker, visiting teacher, home and school visitor, school visitor, nurse, school nurse, visiting nurse, attendance supervisor, coordinator, director of individual guidance, truant officer, probation officer, school patrolman, visiting counselor, adjustment service worker, dean, director, family life coordinator, guidance counselor, personnel worker, principal, school caseworker, welfare director, child welfare director などの名が用ゐられてゐる (Stroup, op. cit., p. 260)。會つて一九四四年に連邦政府による調査が行われ、その結果が K. M. Cook, The Place of Visiting Teacher

Services in the School Program. U. S. Office of Education, Bulletin 1945, number 6, Wash., D. C. として発表されたが、この場合は National Association of School Social Workers 及 American Association of Social Workers との合同事業として一九五〇年に行われた調査の報告書 M. Sikkema, Report of a Study of School Social Work Practice in Twelve Communities. New York, 1953. に拠って概観を行うこととする。

この調査の対象は第一表の如き一〇市二郡で、その人口の大小・この事業の歴史の相違・その規模の相違などを考慮して選ばれており、全国の教育当局でソーシャルワーカーを一人以上採用しているものの三〇にも達しないが、ソーシャルワーカーの数からいうと、この一二当局は全国の約四分の一を持つと推定される。

第一表に見られるように、小・中・高校の生徒に対して、ソーシャルワーカーが多い所で一、四五〇人に一人、少ない所で一万人余に対して一人働いている。但しその部課の主任がソーシャルワーカーであってもそれを含まず、また若干実習学生が働いている場合もそれを含まない。これらワーカーは、シャンペーン・ヒューストン・フィラデルフィア・サジノウ郡・サンディエゴでは、教員たる資格を持つ者であることが要求され、ニューオーリンズでは訪問教員とスクールソーシャルワーカーと二種に区別されるが、前者には教員の免状と経験とが要求される。そしてこれらの場所でも他の場所でも、社会事業について最低一年間の大学院程度の学歴を持つことを要求する所が多い。即ち一二カ所の半数が教員たる資格をも要求し、半数がソーシャルワーカーたる資格のみを要求している。

これらのワーカーはすべて市又は郡の教育当局に所属し、学校長ではなしに教育当局の誰かの指揮を受ける。

第一表

	総人口	ソールの数 スクール ワーカー	ワーカー 1人当り 生徒数 (a)	ワーカー 1人当り 当数 (b)
シャンペーン (イリノイ州)	39,397	3	1,450	31.3
デンヴァー (コロラド州)	412,856	17	3,050	31.8
ヒューストン (テキサス州)	594,321	11.5	1,600	36.3
インディアナポリス (インディアナ州)	424,683	27	2,125	26.9
リー郡 (ジョージア州)	6,680	1	1,700	46.0
ミニアポリス (ミネソタ州)	517,277	31	2,040	100.3
ニューオーリンズ (ルイジアナ州)	567,257	18	5,600	60.8
ニューヨーク市 (ニューヨーク州)	7,835,099	89	10,468	48.3
フィラデルフィア (ペンシルヴェニア州)	2,640,794	227	(a)	45.0
サジノ郡 (ミシガン州)	152,838	1	9,787	60.0
サンディエゴ (カリフォルニア州)	321,485	19	2,500	57.0
タコマ (ワシントン州)	142,975	8	1,689	21.3

M. Sikkema, 前掲書 pp. 2, 8, 45. より作る。
 (a) 小学校は1校につきワーカー1人, 中学校ワーカー1人につき生徒 627人, 高校 665人, 職業高校 870人。
 (b) 1950年11月中の平均。但し面接が規則的に継続したもののみを含む。

例えばニューヨークでは児童指導課 Bureau of Child Guidance が学校社会事業を担当し同課が教育局の児童福祉部 Division of Child Welfare の一部分をなしている。またニューオーリンズの場合は、訪問教員及び出席促進事業課 Visiting Teacher and Attendance Service がこの事業を担当し、それが特別事業部 Division of Special Services の一部をなしている。一二カ所の間と同じ組織を持つのは、リー郡とサジノ郡の場合だけで、両者とも訪問教員が一名いるだけで部課を構成せず、郡の学校教育主任 County School Superintendent に直属する。その他の場合は、すべて互に異なった組織を持っているが、多くの場合学校社会事業を担当する部課は、保健・出席・精神衛生・身体障害・職業などに関する各部課と一緒

学校社会事業について

第二表

	依頼経路別件数%					依頼理由別件数%					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
シ ャ ン ペ ー ン	79	3	10	1	7	52	9	14	1	21	3
デ ン ヴ ァ ー	83	1	9	5	2	45	31	10	4	10	0
ヒ ュ ー ス ト ン	93	2	5	0	0	47	3	32	1	11	6
イ ン デ ィ ア ナ ポ リ ス	87	2	6	1	4	37	43	9	3	5	3
リ ー 郡	89	9	0	0	2	52	13	33	0	0	2
ミ ニ ア ポ リ ス	66	6	11	13 (a)	4	32	22	18	3	18	7
ニ ュ ー オ ー リ ン ズ	87	1	7	3	2	25	40	20	0	6	9
ニ ュ ー ヨ ー ク 市	86	1	6	4	3	70	7	17	1	3	2
フ ィ ラ デ ル フ ィ ア	62	17	15	2	4	31	15	33	0	11	10
サ ジ ノ ー 郡	82	0	0	18	0	32	17	15	0	11	25
サ ン デ ィ エ ゴ マ	78	3	11	6	2	50	17	19	2	9	3
タ コ	93	2	4	0	1	57	3	17	1	3	19

前掲書 pp. 22, 23. (1)教職員 (2)生徒自身 (3)親または保護者 (4)社会事業施設 (5)その他 (6)行動またはパーソナリティ (7)出席 (8)社会的不適応を伴う学業問題 (9)親による放任 (10)家庭または近隣状態 (11) その他。
(a)社会事業施設からの報告提出の依頼を含む。

に、その上の組織単位を構成している。ワーカーはいくつかの学校を担当し、定期的に巡回して仕事をする。担当ケース数については一、二カ所のうち四カ所が三五乃至五〇件を標準とし、ニューヨークは五〇乃至六〇件、一カ所は大體二〇乃至三四件のケースワークと一〇乃至一五件の教員又は両親に対する相談とし、一カ所は五乃至六〇件を標準とするが地域が広いのでこれは過大であると答えている。その他の五カ所では標準が全く設けられていなかった。

ケースの依頼は多く学校教職員から来る(第二表)。一、二カ所のうち、最低の場合には依頼総数のうち六二%、最高の場合には九三%をしめる。他は親または保護者から或いは社会事業施設などからの依頼であるが、児童自身の依頼も案外多い場合がある。即ちフィラデルフィアでは、一七%にも達している。ソーシャルワーカーが児童を理解し援助す

る特殊の能力を持つこと、一般教員と異なる役割を持つために児童が教員に対すると異なった感情を持つことなどによって、時としては親と同様の親しみを感じることが、他の教職員によって認められている。両親のワーカーに対する感情についても同様なことが言われるであろう。但し斯かる事情は、一ワーカーの担当地域が狭く、従って生徒や両親から顔をよく知られている場合と、そうでない場合とは異なるらしい。

次にソーシャルワーカーへケースが依頼される理由についても、一、二カ所の間にはかなり相違がある。その一部分は各地の学校社会事業当局の所管事項の相違に基くもので、例えばニューオーリンズでは、出席促進事業がその所管に属しているために特に大きな割合を占めている。しかしながら大体において、行動の問題や学業成績の問題が主要部分を占めることは明らかであろう。尚依頼の理由とそれぞれのケースに含まれた本当の問題とは別であるが、この調査は後者について取り扱っていない。

四、その社会事業全分野にとっての意義

学校社会事業の教育事業に対する効果を客観的に明らかにすることは恐らく不可能であろう。吾々はただ理論と若干の事例とに基いて、その効果の大きいことを信じるだけである。しかしながらここで私が特に関心を持つのは、社会事業全分野に対して、学校社会事業が持つ意義である。

結論から先に言えば、それは社会事業全分野にとって重大な意義を持つが故に、わが国でもその研究に努力が払われるべきだということである。すべて児童に向って行う事業は、児童成長後の時代に対して必然的に予防的な性質を持つ。その理由からだけでも重要であるが、児童に対するすべての事業の中でも、この事業が特に重要な

理由がある。

National Association of School Social Workers の幹部であるシッケマ女史は、一九四九年の全国社会事業大会で次のように述べた。即ち「ますます増大する多数の人々が、多年にわたって次のような深い持続的な確信を抱いて来た。即ちわが国の人々の精神上の健康に対して、社会事業が、公立学校で貢献し得る程大きな貢献をなし得る場所は、吾が文化の中では他にどこにもない」と (M. Sikkema, *An Analysis of the Structure and Practice of School Social Work Today*. *The Social Service Review*, Dec., 1949, p. 447) その理由は三つ挙げられる。第一に学校の手はすべての児童に届く。義務教育制によって、すべての児童が学校へ来る。従って児童の持つ問題は、すべて学校で扱える機会がある。児童の問題は恐らくすべてが学校生活の上に現われるからである。第二には、児童が学校での生活と勉学の経験を利用するのを妨げる諸問題は、その初期のうちに発見され除かれ得る。学校は児童を年少の時から長年月にわたって教育するのだから、注意が十分行き届くならば、問題を早期に発見し処理することができはずである。これに反して他の事業例えばセトルメントハウスその他の児童福祉事業では、問題を早期に発見し得る機会は比較的遙かに少ない。第三には、他のなんらかの型のサービス例えば里親委託とか一般的扶助とかを必要とする児童または家族は、問題の長期継続からの追加的損害が生じないうちに、それらの手配に附される。即ち学校社会事業以外の他の社会事業サービスを早期に行うことを可能にするのである (Ibid., p. 447)。

また児童にとっての学校経験の重大さを考えれば、そこで行われる社会事業サービスが持つ重大な教育的効果を認めることもできる。学校経験は児童の生活経験のうち極めて重要な一部分である。それは児童の全生活に重要な影響を持つ。学校で何か困難に出会った場合に、児童はこの困難に応ずることに對して責任をとる方法を、社会事業サービスから教えられる。そしてこの方法は、児童が学校経験を利用することに對して明確に影響するであろう。また学校は児童がよく知り且つ容認している場所である。その場所で社会事業の性質と価値とを学ぶことは重要な意味がある。即ち児童はその学校経験の一部として社会事業を知り、彼の日常生活の容認済みの一部分と考えるようになり、自分の生活に社会事業サービスを有効に活用することを学ぶ (F. Poole, *An Analysis of the Characteristics of School Social Work*. *The Social Service Review*, Dec., 1949, pp. 454-5)。

要するに学校社会事業は、一つには最も効果的な予防的仕事として重要性を持つ。予防は社会事業の極致であるから、その意味で学校社会事業は、社会事業全分野のうちで極めて重要な意義を持つと言うことができる。第二には社会事業についての教育を与えるものとしても、重大な意義を持つ。社会事業が社会福祉の増進に大きな役割を果し得るか否かは、一般大衆の社会事業に対する理解の如何によるところが極めて大きいから、この教育的効果は社会事業にとって重大な意義を持つ。

例えば学業成績の悪い一歳の女生徒が、友達も持たず先生の言うこともきかぬことがあり、時々学校を休む。ソーシャルワーカーは週一回の面接を約一八週間続けて行く間に、その子の緊張をほぐして、学業成績がよくなる。その子は幼い時母親から余り可愛がられて成長が後れたところへ、六歳の時妹が生まれたことと学校へ入学したことで母親から遠くなり、更に翌年次の妹が生まれて一層遠ざけられた。六歳の時から喘息を病み、これは当時の情緒的な創傷と関係があったのだろうが、そのため母の世話を受ける時期を長びかせた。斯くしてその子は成長することに對して好悪相剋の感情を持っており、また妹達や母親に対する憎悪を心の中に潜

め、その抑圧された憎悪を友達や先生に向ける。この緊張が学業への集中を妨げたのであった。

これは G. B. Garrigus, Casework Method: An Elementary School Child. The Bulletin of the N.A.S. S.W., June, 1953. に掲げられているケース例の要点であるが、この程度のケースを学校という場所を通じて扱えるのでなければ、他では恐らく扱えられないであろう。しかもこのケースの場合、放置されればこの子の情緒的成長の後れは一層深刻となって、当人だけでなく家族の重大な問題になったかも知れないのである。またこの面接の継続中にこの子がワーカーに対して非常に親愛感を示すようになるのだが、それは確かに社会事業というものについて、教育が行われたと言えよう。

しかしながら以上に述べたことは、学校社会事業が現実社会事業全分野に対して持っている意義と言えるかどうか分らない。斯かる意義を現実を持つためには、この事業が量質とも十分に行われる必要があるが、果してアメリカでもそれ程十分に行われているであろうか。小学生が約二、六〇〇万、ハイスクール生徒が約八〇〇万に對して、僅か一、七〇〇人のソーシャルワーカーでは、到底十分な仕事ができるはずがない。前節で紹介された一〇市二郡は、その生徒数の合計が約一五五万しかない。全国生徒数の五%にも足りない数である。そこにワーカーの四分の一が集中しているのだから、他の地方では、ワーカーの全くいないところや、ワーカーがいてもその数がいちじるしく不足であるところが大部分であろう。従ってアメリカでも、学校社会事業は前述のような意義をまだ現実には持っていないと、言う方が安全である。換言すれば、前述したところは意義というよりも正しくは可能性と言うべきである。第一節で述べたように、実際にいちじるしい発展を見たのは一九四〇年代から後のことであって、現在はまだ急速な発展の途上であるのかも知れない。「社会事業の歴史と発展の中で、いくつ

かの時期が、目立って特別の進歩及び新しい有意義な発展の方向を示している。現在は学校社会事業の分野が、斯かる時期に達したところだと信じる。」(F. Poole, op. cit., p. 454) と言う研究者もいる程である。従って学校社会事業の可能性の現実化は、次第に進められているものと思われる。

Fink, Wilson and Conover も、近年の学校社会事業の傾向として次の諸点を挙げている。第一には、事業が垂直的にも水平的にも拡大されたことであって、以前には下級学年の児童に限られていたのが、上級学年から更にハイスクールまで拡大され、以前は時間を経過して解決困難となったケースが取り扱われたのに対して、近年は早期の処遇が行われるようになり、以前は貧困者居住地区の学校に限られていたものが今は全域の学校で行われるようになり、以前は他のすべての施設が成功しなかった場合、収容施設に収容されるのを引き延ばすために学校のワーカーに依頼されたが、今は早期の予防的なサーヴィスとして用いられている。第二の点は、学校側の問題児童及びソーシャルワーカーに対する態度の変化であって、ソーシャルワーカーのサーヴィスを受けることは、児童からも教員からも落伍とか授業の欠陥とかを意味するものと、考えられないようになったことである。或る種類の困難について、ソーシャルワーカーが専門の取扱能力を持つがために、そのサーヴィスが用いられるに過ぎないことが認められるようになった。第三には、学校のソーシャルワーカーが、その学校の地域社会で重要な働きをするようになったことである。学校と社会との連絡のために P.T.A. など活躍し、社会を教育目的に協力させる仕事、かなり多くの場合にワーカーの職分の一つとされている。第四の点は、出席促進事業との関係の変化であって、最初ソーシャルワーカーの中には、この仕事を自分の職分外と考えるものがあつたが、現在では、その取り扱いにケースワークの必要なことを認めるようになり、教育当局の側にも同様な態度の変化があ

って、ケースワーカーを置く規定のない所でも、次第に出席促進係としてケースワーカーを採用するに至った。第五の点は、学校社会事業を州全体に採用する傾向が生じて来たことである。そして最後に第六の点として、初期には非行の予防に重点が置かれたが、現在では、すべての児童に対して建設的な処遇を与えることに、第一の重点が置かれるようになったことを挙げている (Fink, Wilson and Conover, op. cit., pp. 411-414)。これらはすべて、学校社会事業の持つ可能性が、次第に現実化されていることを示すものと言えよう。

五、わが国におけるその萌芽

わが国では、専門家として訓練されたソーシャルワーカーが学校で働くという意味での学校社会事業は、全く行われていないようである。教員の一部をして生活指導主事その他の職名の下に、主としてカウンセラーの仕事に従事させているらしい学校は、全国に相当数かぞえられるようである。或いはこの事業も、上述のような学校社会事業に発展しないとも限らないから、その萌芽と言えるかも知れない。しかし私は、社会事業を学校教育に導入しようとする試みとして、大阪市での最近の計画をここに紹介して置きたい。それが訓練されたケースワーカーによるものでなくとも、とに角社会事業に従事する人々を学校教育の事業に参加させようとする点で、より明らかに学校社会事業の萌芽と言えるからである。

大阪市では、本年七月に教育委員会と民生局の共同主催で、小中学校・福祉事務所・児童委員・教育委員会・民生局の連絡協議研究会を開いた。これは恵まれない環境にある児童生徒の生活指導の方法を研究しようとするもので、協議題目として次の六項目が掲げられた。即ち(一)保護者の就労などによる不在家庭の児童生徒の指導に関する児童委員の協力について、(二)不就学及び長期欠席の児童生徒の就学督促に関する児童委員の活動について、(三)生活保護家庭の児童生徒の指導についての学校と児童委員との提携について、(四)その他児童生徒の家庭調査に関する児童委員の協力について、(五)学校側及び児童委員側相互の要望について、(六)今後の連絡会議の方法について、の六項目である。この連絡会議に出た主要な意見は、七月三十一日附で民生局から関係者に報告されたが、本稿の見地から重要と思われるものをその中から拾うと、次の七項目である。即ち(一)生活保護の開始廃止などの情報を学校側に連絡してほしい。(二)学校がボーダーラインとみなされる家庭の児童生徒を発見した場合は、これを児童委員に連絡し、児童委員はこれが応急援護の方法について福祉事務所と協議する。(三)長欠児童等の問題の調査処理については、連絡の会合を待つまでもなく、担任教諭は速かに最寄の児童委員に対し、問題児の調査を依頼する。学校が児童委員の回答によってとった措置を児童委員に報告してほしい。(四)不在家庭の児童生徒に断続的欠席者が多いが、保護者はこれを知らない場合がある。これが早期発見を行うために、担任教諭は、当該児童の通学指導並びに教育に関して無理解な保護者に対する指導について、児童委員の協力を求める。(五)担任教諭が長欠児童の家庭を訪問しても、昼間は保護者との面接の機会を得難く、またその真相を保護者が卒直に語らない場合がある。かような場合特に児童委員の協力を願いたい。(六)児童の完全指導については学校だけでは不十分であり、勿論児童委員のみでも徹底を期し得ない。よって問題児童については、絶えず担任教諭と地域委員とが密接な連絡をとって事に当ることが望ましい。(七)学校と児童委員との連絡方法は、会合としては区又は地区の児童委員協議会に各小中学校から出席する。民生局ではロンドンの小中学校にある児童委員会を参考として、わが国独自の学校社会事業を創始することを

目標とし、そのために前記の話し合いを進めているが、同時に池川民生局長の執筆による「児童委員について（ロンドンと大阪）」なる資料を作成した。ロンドンの各小中学校にはそれぞれ児童委員会 School Care Committee があり、ヴォランティアが委員として働いている。彼等は給食や身体検査について学校の仕事を助け、学校と家庭との連絡係として働き、また児童の就職の世話及び就職後の数年間の保護のために働く。右の資料によると、民生局はわが国の児童委員に大体これと同じ仕事をさせる案を出している。

これはまだ話し合いの状態にあるだけで、今後どのような形をとるか分らないが、右の話し合いの報告や民生局の案だけに基いて言うならば、主として貧困家庭の児童・素行上の問題児を対象にするものようであり、学校を足がかりとすることによって、これら児童の保護を一層有効に行おうとするものであると思われる。これはアメリカの学校社会事業の初期の状態と似ているのではなからうか。

しかしながらこの企ては、社会事業を担当する民生局と、教育事業の所管当局である教育委員会とが協力して出発した点で、殊に注目し値する。民生系統・教育系統・司法系統・労働系統などの行政が児童福祉に関係を持ちながら、容易に円滑にして能率的な協力の行われ難い現在に、民生局と教育委員会との協力が始まったことは、大きな進歩と言ふべきであり、学校社会事業の成否如何と共に、この協力の成否如何も注目し値する。

六、結 語

学校社会事業は社会事業にとっても教育事業にとっても、従ってまた社会福祉増進のための諸事業全分野にとっても、非常に大きな可能性を持つことは、上述したところで或る程度明らかにされたと思う。従ってその発展の

ための研究が必要である。理論的な研究を必要とする問題も多いことであろう。細部的な問題はとも角として、大局的な問題のみを考えても、例えば学校社会事業を、現在のアメリカにおける主流のように、教育の効果を挙げることに奉仕するものと考へるべきか、もっと広汎に、学校を拠点とする社会事業全般と考へるべきかは、その一つであろう。後者の考へ方をとれば学校を中心とする地域社会の人々を対象とするグループワークやコミュニティオーガニゼーションなども含まれ、それは生徒や親に対するケースワークと必然に関連を持つはずである。またケースワーカー・各種テストを担当する心理学者・神経症などを担当する精神医学者・一般保健衛生を担当する医者・看護婦・職業指導のカウンセラー・出席促進係など、学校で働く各種専門家の間及びそれと教員の間を如何に統合すべきか難しい問題であろう。更にまたケースワークの他にグループワーク・コミュニティオーガニゼーションの役割如何も、これからの研究問題と思われる。

実際的な問題は勿論無数であろう。いかにして有能なワーカーを養成すべきか。それを雇用することに関する経済の問題は、如何に解決されるべきか。文部省と厚生省、地方の教育当局と民生当局との間の密接な協力はいかにしたら齎らされるか。その他多くの問題がある。

わが国には学校社会事業を十分に行い得る条件は乏しい。しかし何とかしてその発達を望めないであろうかと考へる時、先ず第一に重要なことは、この事業に対する社会一般の関心を呼び起こすこと、そして第二には熱意あり有能なヴォランティアを多数獲得することではないかと思う。勿論研究も必要、専門家の養成も必要ではあるが、およそ社会事業は一般公衆の協力と多数ヴォランティアの奉仕がなくては、決して十分に行われるものではない。殊にわが国のように専門家を十分に雇用することの困難な国では、一層然りである。これは学校社会事

業だけでなく、社会事業全般について言えることであるが、特に学校社会事業は新しい分野であって、その健全な普及発達をはかるためには、社会一般の関心呼び起こす仕事に、特に大きな努力が必要であろう。そしてこれらすべてを通じて根本的に重要なことは、冒頭に述べたように、社会事業なるものについて正しい概念を持つということである。社会事業を貧困問題の対策の一つのみ考えていては、斯かる重要な新分野の開拓に十分な努力が払われることは、いつまでたっても望み難いであろう。斯くして社会事業の本質的要素がその技術にあるとする考え方は、「逆立ちした認識」とは言えないと思う。

(一九五七・九・一〇)

〔附記〕 本稿を印刷所へ廻したあとで、池川清「ロンドンの学校における学童福祉委員会事業」を掲載した「医療社会事業」第三巻第二号、一九五二年三月号が同氏から送られて来た。私は迂闊にもこの労作のあることを知らなかったが、取り敢えず同氏への謝意をこめてこゝに附記し、この文献の存在を読者諸賢にお知らせして置く。

社会主義と生産手段の公有論

気 賀 健 三

社会主義の統一的な定義を下すことは容易でない。試みに近代にかぎって社会主義といわれる思想の特徴を探るならば、はじめに自然法思想にもとづいた労働の権利、自然の共有の主張が注意をひく。価値は労働によって作りだされるというロックの考え方は、古典学派の理論的支柱ともなったが、他方において労働全収益権を主張する根拠としても利用された。土地が自然の賜物であって、全人類のために与えられた恩恵であるならば、その上に或る柵を設けて個人の占有を認めることは、自然の秩序を犯し、人間の平等を否定する不当な制度と考えられた。社会における一部の階級の富裕と、此の部分における貧困とは、この財産制度あるがために生ずる。この制度を撤廃して共有の制度を施くことこそ、人間から貧困の不幸を取除く唯一の方法と考えられたのである。この当時の社会思想は、自然の法に背いた人為の秩序としての私有財産制度を非難し、搾取のおこなわれない財産